

令和 2 年度

第 8 回 高森町農業委員会 議事録

令和 2 年 12 月 22 日、高森町役場において農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づき、別紙議案審議のため農業委員会を開催した。

1 出席委員

(1) 農業委員

- | | | | |
|----------|------------------------------|----------|----------|
| 1 下平 明利 | 2 樋口 美代子 | 3 松島 浩子 | 4 林 勝幸 |
| 5 竹内 節男 | 6 小川 健二 | 7 原 寿彦 | 8 光沢 英文 |
| 9 中塚 俊文 | 10 原 正樹 | 11 宮下 裕次 | 12 青山 高志 |
| 13 宮下 豊勝 | 14 宮下 道久 <small>(議長)</small> | | |

(2) 農地利用最適化推進委員

- | | | | |
|----------|---------|----------|----------|
| 15 今川 実章 | 16 寺澤 悟 | 17 木下 洋子 | 18 丸山 宏充 |
| 19 北村 隆洋 | | | |

合計 18 名

2 欠席委員

- 6 小川 健二

3 職務のために出席した職員

農業委員会事務局	事務局長	野沢 稔
農業委員会事務局	主 査	龍口 健
産業課農業振興係	課長補佐	宮下 誠
産業課農業振興係	主 査	牧野 聡史
産業課農業振興係	書 記	吉森 佑太
営農支援センター	所 長	林 幸雄
営農支援センター	専 門 員	松村 修平

4 会議への附議事項

- 議案第 33 号 農地法第 18 条第 6 項の通知（報告）
議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（審議）
議案第 35 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請（審議）
議案第 36 号 経営基盤法第 18 条の農用地利用集積計画（12 月分）

5 議事内容

議 長 　ただ今から第8回高森町農業委員会総会を開催します。

時に午前9時00分

議 長 　本日の議事録署名委員ですが、9番及び10番をお願いします。

それでは議案第33号、農地法第18条第6項の通知。これについて、皆さんからご質問やご意見はありますか。これは届出案件になりますが、担当委員の方から何かありますか。

よろしいですか。この議案は通知案件ですので受理といたします。

続きまして議案第34号、農地法第3条による許可申請。1番につきまして、説明をお願いします。

9番 　地図をご覧ください。JAみなみ信州前の信号を山吹方面に向かって、小池興業の手前左側に、広域農道へ登っていく道があります。その道に入ってすぐ右側です。2筆あります。所有権移転です。対価は398,390円です。農協の管理でここ数年耕作はしていませんでしたが、草刈りのみしていたようです。農協では耕作しない、一方、譲受人は近所で野菜を作りたいということで、利害関係が一致したため今回の申請になります。以上です。

議 長 　ありがとうございました。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。

1番 　参考までに。譲受人は所有地よりも多く耕作地があるが何をしているのか。

9番 　ちなみにですが、場所は、上市田のセブンイレブンから北の方へ向かって200m位いった右にハウスが建っていますが、そこで野菜をつくっていると聞いています。あとは、農協から借りた土地でブルーベリーや野菜を作っています。

事務局 　今の9番の話のとおり、2反歩ハウス栽培を元からやられています。昨年、3条で農協から自宅の周囲の農地を買っています。耕作地の6,556㎡は間違いで、4,083㎡が正しいものです。失礼いたしました。

議 長 　よろしいですか。それでは、議案第34号の1番を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とします。

続きまして議案第35号、農地法第5条第1項による許可申請。1番につきまして、説明をお願いします。

15 番 地図をご覧ください。場所は、広域農道の上市田のセブンイレブンから 50m 位南、大丸山公園へ行く途中の譲受人の会社の南側の農地になります。申請理由は、譲受人の会社の資材置き場の前に従業員の車が駐車してあり、荷物の積み入れ積み下ろしの際に車が邪魔なことから、法人設立時から事業規模が大きくなったことで、車を別の場所に停めたくて土地を探していたとのことで、近くのこの土地を譲り受けたということです。駐車場には、従業員の車は 8 台、重機とトラックを置くようです。500 ㎡以上のため、区の土地利用委員会にかけて承認されています。雨水は、地下浸透です。近くに側溝がないため地下浸透の形です。大雨が降った時の懸念がありますが、近年大事になるようなことはなかったということです。付近に農地が 1 筆ありますが、現在耕作されていません。また、駐車場としての利用なので、日照通風に影響はないと考えます。対価は坪当たり 30,000 円です。以上審議をよろしく申し上げます。

事務局 補足します。周囲の農地の話ですが、公図をご確認ください。申請地の東側 K さんの農地があります。こちらは、農地パトロールで回った際に A 判定になっているものです。この農地にも譲受人はお声がけしたそうですが、断られたという経過があります。また、K さんとの土地の間に細長い土地があります。今回の譲渡人の土地になります。たった 11 ㎡ですが、ここだけ青地・農振農用地になっています。今回の申請地は転用に必要がない白地です。細長い土地については、2 月に除外申し出を出していただく確約をしております。以上報告です。

議長 ありがとうございます。ただいまの案件について、ご意見ですとかご質問はありますか。

1 番 公図を見ると、譲受人の土地って、山林になっているが、宅地登記しなくてよいのか。法的にちゃんと手続きをとっていない方の拡張を認めるのは如何なことかと思う。本件を認めると、正しく登記されていないことを公的に追認することになってしまうので。問題があるのではないか。

事務局長 山林地目に建造物があることは間違いのないことと思います。事業者がこの点において信頼が置けるかどうかについては、事業については、公共事業含め行っていると思いますし、従前の納税やその他の義務もお勤めいただいております。ので、今回の申請は計画通り遂行いただけるものと判断しています。一方で、従来の公証書類としての登記の保全是、申請人とも共有し、原価の固定資産税の評価等も適正に行われていると信頼していますが、確認させていただき、改めてご報告します。

1 番 納税の話は今後の確認事項と思いますが、要は、事業を営むにあたり、本来国民がしなければならない義務を果たしていない事実があるわけです。法律に基づく本委員会が、追認する、今の事務局の説明のように、信頼に足りうること

だから登記されていないでもいいよ、事業拡張してもいいよ、というのは、現状問題があるのではないか。事業をここでするのであれば、手続きをまずやっ
てくださいますと是正してから、農業委員会に諮るべきではないかと考えます。

13 番 1 番の言う通りと思います。今回は保留にして、登記の関係などを確認する方
が正しいのではないかと思います。

事務局長 質問、意見を踏まえ、改めて保留ということで、申請人に登記の手続きを進め
ます。整ったところで再度申請いただくような取り扱いにしたいと思います。

議 長 よろしいですか。それでは、議案第 35 号 1 番について、事務局長のとおりで
よろしいでしょうか。では、その通りをお願いします。

続きまして、第 36 号議案経営基盤法第 18 条の農用地利用集積計画について、
事務局説明をお願いします。

事務局 議案の朗読は省略させていただきます。12 月ということで、翌月 1 月からのス
タートのため案件が 100 件近くございます。概要についてですが、13 番までが
新規、借主が変わるパターンが多いです。14 番以降は再設定です。ご確認をお
願いします。

議 長 質問等よろしいですか。関係者 4 番、6 番、11 番退席してください。
それでは、議案第 36 号を可とする方は挙手願います。全会一致で「可」とし
ます。
退席者は着席してください。

それでは以上で審議を終了いたします。ありがとうございました。

時に午前 9 時 26 分

高森町農業委員会議長 宮下 道久

高森町農業委員会会長 宮下 道久

議事録署名委員
高森町農業委員 9 番 中塚 俊文

議事録署名委員
高森町農業委員 10 番 原 正樹